

森之宮 1.5 期開発(仮称)森之宮キャンパス第2学舎基本計画策定業務委託 仕様書

1 業務委託名称

森之宮 1.5 期開発(仮称)森之宮キャンパス第2学舎基本計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、隣接する既存森之宮学舎と連携し、「情報学を核とするAI研究・教育の集約による高次都市機能の形成」、「産学官民の共創による新産業創出機能の強化」、「秋入学の展開を契機とした国際戦略機能の拡充」、「社会人を含む多様な人材の育成機能の充実」の機能を集約した(仮称)森之宮キャンパス第2学舎の整備に関する方針、必要な機能、建物構成や規模、概算事業費等についてとりまとめることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月 26 日まで

4 業務の内容

(仮称)森之宮キャンパス第2学舎建設検討業務

(1) 施設規模

(敷地)

- ・敷地面積 4,208.30 m²
- ・用途地域 準工業地域
- ・建蔽率 60%
- ・容積率 200%(西側道路から25m以内は300%)

※地区計画により最高限度 400%の定めあり

(想定床面積)

機能	延床面積
① 情報学研究科集約・情報学部新設	約 10,400 m ²
② 秋入学	約 2,300 m ²
③ スタートアップ・産学連携施設	あわせて約 4,700 m ²
④ 社会人大学院	
⑤ その他施設	
合計	約 17,400 m ²

※法令上の延床面積ではなく施工床面積の想定であり、今後の検討により変更になる可能性がある。

(2) 業務内容

① 条件整理

・各種関係法規に基づく協議を行い、敷地及び施設条件を整理する。なお、これまでの検討資料については、契約締結後に本法人より提供する。

② 導入機能の整理

・情報学施設、産学連携施設、秋入学、社会人大学院、その他施設(法人本部機能等)等について、それぞれの施設の機能を踏まえ、必要諸室や必要面積等を整理する。

③ 施設配置等の検討

・敷地条件や法的条件を踏まえ、大学としての機能が最大限発揮されるよう、効果的・効率的な建物配置、ゾーニング、動線等を検討する。

・隣接する既存森之宮学舎のデザインを生かした外観計画、外構計画を行う。

④ 事業費の算出

・本事業に係るあらゆる費用(調査等委託費、設計費、建築工事費、設備工事費等)を算出する。

⑤ 事業手法等の検討

・DB方式を含めた整備手法や発注方式について、費用やスケジュール等について比較・検討する。

・必要に応じて設計事務所や施工業者等へヒアリングを実施し、事業性を確保するための成立条件や課題を整理する。

・基本設計、実施設計の発注に向けて必要な与条件を整理し、資料を作成する。

⑥ 整備スケジュールの作成

・供用開始までに必要となる業務を精査し、整備スケジュールを作成する。

・関係部署との協議を行い、必要な手続きを確認してスケジュールに反映させる。

・インフラの調査、埋蔵文化財調査、地下埋設物(既存建物の基礎等)の処分、土壌汚染対策、不発弾探査など、必要な調査を抽出した上で関係部署との協議を行い、調査結果により遅れが生じないよう、必要な対策を確認してスケジュールに反映させる。

⑦ その他

・必要に応じて学内会議等への出席、会議資料・議事録の作成等の支援を行う。

・森之宮キャンパス北側敷地の中浜下水処理場の整備に係る上部利用について、当該検討会の進捗にあわせて、大学施設としての活用について検討、資料作成を行う。

・導入機能の整理に向けて別途実施する業務委託がある場合は、必要に応じて連携して検討を行う。

5 業務体制

(1) 受託者は、受託業務の遂行を総括する管理技術者を定める。

(2) 受託者は、主に建築、設備、積算の業務毎に、主任技術者を定める(管理技術者が主任技

術者を兼ねても構わない。)

- (3) 管理技術者は、常に業務全体を把握するとともに、主任技術者及びその他の従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (4) 受託者は、管理技術者及び主任技術者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに委託者に届出を行い、変更について事前に委託者の承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に必要なノウハウを確実に継承し、特別な事情により、管理技術者及び主任技術者を変更する場合においても業務の遂行に支障の無いよう、事前及び業務中の教育を万全に行う。

6 業務にあたっての遵守事項

- (1) 受託者は、本業務に係る調査及び提案等の成果について、委託者が別に定める日までに資料提出を行うこと。
- (2) 受託者(本業務に従事した全ての者を含む。)は、本業務委託を通して知り得た情報を、第三者(グループ会社を含む)へ漏えいしてはならない。なお、本業務委託契約が完了した後についても、同様とする。
- (3) 成果品に係る著作権は、委託者に帰属することとし、受託者はこれを公開してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- (4) 受託者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に委託者の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

7 費用負担

受託者は、業務を遂行するに当たり、必要な備品、消耗品等の諸費用を負担する。

8 貸与物品について

- (1) 委託業務の遂行に当たり、委託者所有の記録、図面等を提供又は貸与する。
- (2) 受託者は、委託業務が完了した後又は当該委託契約が解除された後、速やかに貸与を受けた資料を委託者に返還しなければならない。なお、委託者から貸与を受けた資料を複写した場合においても、同様とする。

9 成果品について

- (1) 成果品
(仮称) 森之宮キャンパス第2学舎建設検討報告書
 - ① 施設整備方針、敷地概要、法規制等の整理
 - ② 必要諸室構成・規模に係る諸元表
 - ③ 配置計画(配置図、平面図、断面図等)

- ④ イメージパース(外観)
- ⑤ 事業費
- ⑥ 事業手法等の比較検討
- ⑦ 整備スケジュール
- ⑧ 各種協議録、協議書(協議によって必要となった検討書等も含む)
- ⑨ その他、担当者が必要と認めて指示するもの

(2) 留意事項

- ・基本計画等は原則A4版両面複写、図面はA3版又はA4版とし、冊子3部とする。
- ・電子文書は、閲覧ファイル、図面CADデータ(オリジナルとDXF)を提出する。なお、保存ケースとCD-ROM本体には、委託業務名、受注者名、履行期間及び索引を記載する。
- ・その他、打合せ記録(打合せの都度、速やかに作成)、関係官庁との事前協議及び申請手続き等の資料作成等に協力する。

10 委託料の支払い

成果品の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。なお、前金払及び部分払は行わない。

11 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、委託者が定めるものとする。

別紙（位置図）

